

住民監査請求に係る監査結果
(令和8年4月1日請求分)

令和8年5月26日

滋賀県監査委員

目 次

第1 監査の請求	1
1 請求の要旨	1
2 請求者	3
3 請求のあった日	3
第2 請求書の受理	3
第3 監査	3
1 監査執行上の除斥等	3
2 請求人の証拠の提出および陳述	3
3 関係職員等の陳述	9
4 監査の実施	14
第4 監査の結果	15
1 監査の対象に係る請求人の主張	15
2 事実関係の確認	15
3 判断	23
第5 請求の措置に対する判断	27
第6 意見	28

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求の要旨（原文のまま）

1. 監査を請求する対象（職員等）

- ①滋賀県知事
- ②滋賀県教育長
- ③滋賀県立東大津高等学校学校長、滋賀県立草津東高等学校学校長

2. 事実の概要（財務会計上の行為）

滋賀県教育委員会は、令和7年4月1日付で株式会社滋賀銀行と滋賀県公立高等学校PTA連合会（以下「高P連」）と「滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託契約」（以下「本三者契約」）（資料1）を締結した。

「本三者契約」は、委託料総額8,223,810円のうち、県が4,714,287円を負担し、民間の任意団体である高P連が3,509,523円を負担するものであるが、当該契約の管理は教育委員会事務局職員が行い、支払事務全般を高校事務長等の県職員が執り行っている。

「本三者契約」の授業料等の”等”には、滋賀県教育委員会が作成した「学校徴収金取扱要綱」（資料2）および「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」（資料2）（以下「ガイドライン」）の学校徴収金が含まれている。その学校徴収金について「ガイドライン」（p4）で、学校預かり金、団体徴収金、一時預かり金、（学校指定品）に分類されている。

また、団体徴収金に関して学校長は本来任意団体の私的な事務であるPTA等の会費の徴収・管理事務を校務の一環ととらえ、団体との間に会計事務委任に関する申立書「ガイドライン」（p28）を交わしその事務を校務分掌により県立学校の教職員に公務として従事させている。なお、会計事務委任および受任は、根拠法令のある条例・規則に基づいて公会計化されたものではなく、「ガイドライン」と「本三者契約」に基づいて学校教育に必要な学校預かり金、一時預かり金と一体化させて「学校諸会費」等の名目で保護者等の銀行口座から口座振替によって徴収・収納している。東大津高校事案（資料3）草津東高事案（資料4）

なお、「本三者契約」の主目的である授業料徴収については、令和7年度からの国の「高等学校等就学支援金制度」の所得制限撤廃に伴い、徴収対象者が極小化している。そのことを認識（資料5）しているにもかかわらず、私的団体の会費徴収のために多額の公費を投じ、あわせてじがぎんビジネスサービス株式会社からの依頼（資料6）に対してPTA会費徴収・収納の事務作業を県職員が行い、勤務時間を提供し続けている事実は財務会計上の不当な支出に該当する。

3. 違法または不当な理由

①公私混同による公金管理の適法性欠如

滋賀銀行との契約において、公金（県費）と私金（PTA資金）を不可分に一体化させて支出するスキームは、地方自治法第2条第14項（最小の経費で最大の効果）および会計の独立性の原則に反する。

②地方公務員法第35条（職務専念義務）違反

文部科学省の「学校と教師の業務の3分類」（資料8）において、学校徴収金の管理は「学校以外が担うべき業務」と定義されている。法律（地公法）上の職務ではない事務を、県教委が「要綱」「通知」等の内規によって職務化し教職員に従事させることは、職務専念義務の本質を逸脱

し違法である。

③任意加入原則を無視した不当な PTA の会費徴収への関与

「高 P 連」が滋賀県教育委員会事務局の協力を得て作成した「滋賀県の公立高校のための PTA 運営ガイド」（資料 7）が定める「入会申込書による意思確認」を怠り、加入意思確認が不明な保護者から強制徴収を行う現場の実態を把握しながら（資料 5）、県職員がその事務を代行し続けることは、行政の中立性と保護者の学校への信頼を著しく損なう。

4. 滋賀県に生じた損害

- ①本来、私的団体（PTA）が自ら負担すべき会計事務（案内文書作成、会費徴収、帳簿作成、PTA 口座への振込、督促等）に従事した県職員の人件費相当額。
- ②滋賀銀行への委託料のうち県が負担している「PTA 事務代行」に相当する費用（職員給与）の支出。（公費私費の徴収・収納が一体となった 3 者契約のため、口座振替の件数、金額等案分が必要）
- ③同意なき徴収に伴う返還請求リスクおよび社会的信用の失墜という無形の損害。

5. 請求する措置（必要な措置）

- ①滋賀銀行との業務委託契約（随意契約）から県費による任意団体事務の肩代わりが生じないよう、公私を完全に分離した契約体系に見直すこと。
- ②「学校徴収金取扱要綱」および「ガイドライン」を改正し、教職員が私的団体の会計事務に従事することを禁止する是正措置を講じること。
- ③過去に不当に支出された委託料（県負担分の過大分）および教職員の PTA 会計事務業務分の人件費相当額を算定し、その職務命令をだした関係者への損害賠償請求、または当該団体への不当利得返還請求等の適切な措置を講じること。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(2) 事実証明書

資料 1：滋賀県立高等学校授業料等徴収収納業務委託契約書（令和 7 年 4 月 1 日付）等
公金（授業料）と私費（学校徴収金）の区別ができていない 3 者契約

資料 2：「学校徴収金取扱要領」「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」他
学校徴収金の中に民間の任意団体であるとは関係ない PTA 会費を含めた文書

資料 3：東大津高等学校授業料等徴収・収納の保護者向け案内文章等
「本三者契約」スキームでの PTA 入会の意思のない保護者から PTA 会費の一時的な強制徴収と後日返金する事案（入会申込書あり）

資料 4：草津東高等学校授業料等徴収・収納の保護者向け案内文章等
「本三者契約」スキームでの PTA 入会意思確認なしで保護者から PTA 会費の強制徴収する事案（入会申込書なし）

資料 5：令和 8 年 2 月 18 日 滋賀県教育委員会事務局教育総務課長 発出「学校徴収金の適切な取扱いに係る留意事項について（通知）」他
授業料等に一切関係のない法人格の無い私人が契約是正の検討の経緯

資料 6：しがぎんビジネスサービス株式会社からの依頼 文書 等

PTA会費の徴収・収納に関わる作業内容を含む

資料7：滋賀県公立高等学校PTA連合会「PTA運営ガイド」（2025/11/12）等
会費徴収にあたって文書でのPTA入会の意思の確認のため入会申込書整備に関するガイド

資料8：令和7年4月30日 文部科学省初等中等教育局財務課長 発出 等
「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」他
PTA会費等の外部の第3者団体の会費徴収は学校徴収金の公会計化にあたりその対象とはならないことを示した文書

2 請求者

滋賀県大津市 井上 哲也

3 請求のあった日

令和8年4月1日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和8年4月15日に請求の受理を決定した。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 監査執行上の除斥等

大野恭永監査委員については、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、本件監査への関与を辞退したい旨の申し出があり、監査手続きには関与していない。

2 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和8年4月22日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として、追加の事実証明書が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。

(1) 請求人の陳述の要旨

請求人 井上 哲也の陳述（個人名は匿名化）

井上哲也と申します。大津市に住んでおります。よろしくお願いたします。

今回請求させていただいたのは滋賀県と滋賀銀行とあと滋賀県公立高等学校PTA連合会が結んでおります、授業料等徴収・収納の契約に関わるちょっと問題というか、おかしい点があるんじゃないかなということで請求させていただいております。

まず、資料の順に大体説明していこうと思うんですけども、まず資料1で業務委託契約書を出させていただいてるんですけども、まずこの契約自体がなぜか、その三者契約になっておりまして、普通、授業料等の等のために入ってると思うんですけども、基本、公金なので授業料というのは。なので、滋賀銀行さんと滋賀県が結べば済む話なんですけども、その等に含まれている学校徴収金というものが入ってくるので、滋賀県PTA、高P連といいますけども高P連が契約

に関わっているのかなと思います。その経緯の部分がわかるのが、滋賀県においては学校徴収金に関してはその等の中に入って、等に当たる学校徴収金に関しては、学校徴収金の取扱要綱とかガイドラインというのを設けてそれに準じて運用というかされているということなんですけども。ただ、このあくまで要領ですか、要領とかガイドラインでありまして、条例化されたものではありませんので、法的に有効かどうかというのは疑問のあるところです。公金、学校給食とかで公会計化とかいうふうにされてるんですね、小学校の場合、公会計化を進められてるんですけども、学校徴収金に関しても文部科学省の方で補助金とかも出して、そのシステムを、運営システムをつくるのに対して補助金とかも出して公会計化を今進めているところでもあります。公会計化になりますと、ちゃんと条例を作って、必要があるんで、なのでこれはあくまで組織内のルール、手順書の中でそういうふうにならされていると、徴収されているという認識です。

資料2の方の、学校徴収金の要領の1頁目なんですけども、定義として4つ、学校徴収金の中に挙げられておりまして、学校徴収金って学校の教育活動に、学校教育法に基づく教育活動をするにあたって、必要な費用として、1と2とあと3、4があるかと思うんですけども、この団体徴収金というのはPTAであるとか何とか地域の団体だとか、そういうものの団体の徴収を肩代わりする形で、入っているということで、本来は学校教育法に基づくものに対して学校徴収金、あくまで徴収なので義務のある、徴収ということは基本的には義務のあることについて使われる言葉ですので、義務のないこの団体徴収金の中で、義務があるかどうかは知りませんが、行政機関にとってこの団体徴収金を集めるということは義務でも何でもないので、ここに、この団体徴収金で入っているのはちょっとおかしいのではないかと考えてます。実際にですね、今日お配りさせていただいた中で、大津市の徴収金の要綱、学校徴収金取扱要綱というBの資料なんですけれども、そこの中では、3頁ですね、総則のところにあるんですけども、学校徴収金の分類としてですね、学校預かり金、学年費であるとか、そういう学校教育が必要な部分の預かり金、個人に還元されるものですね。それと学校の指定のものを買う、体操服やカバンとかそういうものだけを学校徴収金、学校を通じて買ったりする場合のものだけを学校徴収金として定義しておりまして、その、滋賀県の方の要領で定義されている団体徴収金、団体の会費とかそういうのは、この定義の中には含まれてない。なんで、どちらか、私としては、こちらの大津市さんの要綱の方が正しいあり方じゃないかなと考えております。

続きまして、学校の契約自体がですね、そもそも契約自体が、授業料等ということなので、授業料がほぼ徴収することが主目的で締結されているという契約だと考えます。実際、令和7年度から授業料が実質無料化といいますか、三党合意に基づいて無料化されましたので、そのメインとなる徴収目的が、ゼロとは言いませんけども、極小化していきまして、何人いらっしゃるか、今日、後からお話しいただく、教育総務課さんの方がよくご存知かと思いますが、少なくとも、国の方から助成金とか出てるようになってるので、ほとんど払う人がいない。今だと26,000人ぐらい高校生がいるんですけども、そのうちのわずかの方しか、申請すれば、基本的には免除というか払わなくていい。国が肩代わりして払ってくれる、滋賀県に対しては払ってくれるので、ほとんどその徴収する必要がないことになっているかと思います。なので、等のための契約になってしまっているのが現実かなと考えます。なぜ、滋賀県がまだ7年度も、その等のための契約を結んでしまったかというのが、今日お配りしたこの一枚の、補足資料って書いてあるこの紙なんですけども、そもそも昭和61年からこの契約が存在して、滋賀県と滋賀銀で結ばれて、その授業料の中の、多分昔は、団体はPTAとか基本的には学校の一部みたいな

感じで皆さん考えられてきて、学校に入ったら全員入るものだという考えがあったんで、その等の中にそういうものを含めて一括徴収していたという経緯があるかと思います。本来、この契約を見直す機会は過去にもあったんですけども、平成22年に民主党政権のときに授業料無償化になりまして、さっき言った主目的がなくなったので、見直す可能性があったんですけども、結局、そのときも、その等の方の当事者である学校徴収金、学年費とかを集めて欲しい校長協会とか、PTA会費を集めて欲しい高P連とかが要請して、その契約を存続してもらって、その代わりに、私費分にあたる学校徴収金の部分の費用分を、ある意味、どういう根拠でどう按分したのか知りませんが、この契約にある金額800万円ぐらいのうち、470万が県で、今年度に、7年度で言えば470万ぐらいが県で、高P連側が350万ぐらいを支払うみたいな形になっています。その按分の根拠というのは、その契約書の後ろの覚書じゃないところに、契約書の後ろの方なんですけれども、見積もりのところから、見積もりからかかって、見積もりっていうのが最後から4枚目ぐらいについてるんですけども、一応そのここにある1番の方の費用の方を県が負担して、2番の方を高P連が負担してるみたいな形になって、なんら論理的でないというか、人数とか取扱ってるお金の額で按分するならわかるんですけども、作業に対して分けてしまっているという契約になっています。

話ちょっと戻りますけども、そういう形で、その後も随意契約で同じような形で結ばれていると、この辺は教育総務課さんの方が詳しいかもわかりませんが。あと、学校徴収金に関しては、令和3年包括外部監査で多数の指摘を受けておまして、今回事案の対象といたしました、草津東高校もそのとき抽出された中の1校であって、実際、結構指摘を受けているという状況にありました。その結果、包括外部監査の後ですね、この要綱の見直しとか、ガイドラインの策定とかをされたんですけども、結局それ作ったんですけども、作って学校に流してるんですけども、校長に対して、学校管理者に対して、守りなさいと流してるんですけども、結局それが、現場では守られていないというような状況にあります。

また、話を戻しますけれども、令和7年度についてはですね、1月10日の段階で令和7年度分のスケジュールですね、いつまでにこの書類、このデータを提出しなさいというのが、滋賀銀から各校長宛に送られています。本来ならば、たとえ随意契約といえ、予算の伴うものだから、予算が通ってから、議会で予算が通ってからこのような指示を出すべきだと私は思うんですけども、通る前提で、随契で通る前提で、こういう指示が事前に出されてしまっているというような状況があります。7年度でいうと、2月25日に三党合意になって、基本的には無償化になるということが決まりました。後で決まったんですね。データを出してくださいっていうことの後で決まったんですけども、その後、文科省の方から無償化に係る手続きが、事務連絡が何本か出て、3月中に出たのもあれば4月に入ってから、要領とかは4月に入ってから出てるみたいですけども、なので、そういう形で、令和7年度に限って言うと年度末にバタバタと決まってしまったんで、やむを得ず、令和7年度も結んでしまったのかなんかという事は言えるかなと思います。4月1日に実際、あの契約が結ばれてますので、遡りますけど、3月中旬に、学校徴収金を含むPTAの案内とかも、入学説明会で、来年度こっだけ集めますよというもの、配られています。4月18日にですね、毎年やってる高P連の事務担当者、高P連が契約の乙になるので、高P連側がその事務担当者との会議を開いたんですけども、その場でですね、無償化もあれなんですけども、今までは自動加入みたいにPTA自体は全員入るものだったんで、一括徴収していても全然問題が生じてなかったんですけども、ここ10年ぐらいPTAが任意加入の任意団体ということが周知されることによって、マスコミ等によって周知されることによって、

実際に令和7年の3月に、私が東大津高校に意見を出して、その結果、入会申込書、今まではなかったんですけど、入会申込書も取るようになって非加入者といいますか、入会しない人が複数出まして、その結果ですね、PTA会費の中からその分、高P連の部分のお金を出してたんですけども、それがPTA会員と保護者の数が一致しなくなってしまいましたので、入ってない保護者の分を、その他のPTA会員さんが負担するみたいな形になってしまったということで、それがちょっと、その事務担当者会議の中で問題提起されました。同時に、1校だけじゃなくて、複数の高校からも何かおかしいと、このPTAを介して公金の徴収に関わる授業料等、公金の徴収に関わる費用を、任意団体を通じて払うのはおかしいという話になりました。その後、ずっと会議をしてるんですけども、この1年で適正化、適正な形に戻そうとして、会議とか打ち合わせされてるんですけども、実際には結局、本来ならば、契約の当事者である教育総務課さんが音頭を取って、早く直そうという話にしないといけなかったかと思うんですけども、高P連さんとか、事務長会さんとか、校長協会さんの方に、ある意味対応を丸投げしたみたいな形になってしまって、その間ずっと校長会と事務長会とかで協議したんですけども、結局、なにか時間切れみたいな形で、8年度も同じような形でやろうみたいな話に進んでしまいました。なので、実際ですね、資料5かな、右側に資料番号を打ってますけれども、資料5を見ていただいたらですね、違法性と、違法かどうか裁判所が判断することなんで、あれなんですけども、不適切かつ違法な、違法性が高いと思われるっていうことは、教育総務課さんも、校長会さんも、事務長会さんも、高P連さんも認識しているということが、この話の中からわかります。なので、本来ならば、問題提起されたのは4月の段階なので、即座に対応してですね、可能であればですね、7年度中に契約を、契約なのであくまで見直し、契約を結び直すなり、見直すことも可能だったんですけども、そのままずっと時間が経過して8年度も同じような形になってしまうという話になってきています。なので、私はあえてこの7年度分をこういう形で住民監査請求させていただくことになりました。8年度からちゃんと見直すっていうことが決まっているのであれば、こういう形をとらなかったと思います。一番わかりやすい資料がですね、その中で右肩に②って書いてある資料があるかと思うんですけども、差し替えて書いてある資料ですね。なので、5月19日、10月28日に石山高校校長室に行ってっていうことで、校長協会さん、事務長会さん、高P連さん、高P連の事務局長さんという形で、4者で2回ほど会合してるんですけども、本来ここにはですね、総務課さんも入っとなあかんかったと思うんですけど入ってなくて、この4者ですね、ここ、はっきり言いましてこの高P連っていうのは、保護者と教職員団体なんですけども、実際にここにいてる、4名の方は教育公務員の方。もちろん校長会も事務長会も公務員さんだし、高P連の副会長さんの形でAさんが出てますけども、このAさんっていうのは、石山高校の校長でありまして。であと事務長さんも、一昨年ですかね、前年まではある高校の教頭をされたということは、ほぼほぼ保護者そっちのけで、そのPTA会費の集め方を蚊帳の外で決め、協議しているというような状態であったと。それはなぜかというと、便利な財布になってしまってるんですね、PTA会費とかであるとか、あと、もっと言うと後援会費とかもあるんですけど、そういうものも公費が出ない。公費が十分もらえない、教育の予算が滋賀県の方の予算の方で、教育予算が十分もらえないので、公費が出ないので、目の前にある便利な財布に手をつけているというのが現場の実態です。なので、小中よりもやっтерことはあんまりないのに、小中よりも高い、PTA会費とかそういうのを取ってる。とか、もっとダミー団体ですね後援会とかですね、振興会の名前ですって、1つで取ると高く見えるので分けて取るみたいな形も行われてます。全体としては今日、学校側が全部お金を差配しているという実態

があります。そういう状況があるので、なかなかね、何でもここまで学校側が第三者団体、任意団体のお金に関与しようと思うかという、結局そういう便利な財布なんで手放したくないから、あえて就業時間にですね、作業をさせてまでですね、そういうPTA会費を集めることをしようとされるということかと私は感じています。実際に、この資料の中で草津東高校の資料で会則とかも、去年までの会則も、今年なんか組織変えはったかわかりませんが、会則なんかもつけましたけども、結局PTA会則の中でもですね、50万までは校長の単独の決裁で使ってもいいみたいな会則になってしまっています。PTA会長または校長が決裁していい形になっています。本来であれば役員会とかで協議した上で決めないといけないと思うんですけども、そういう形になっています。実際、他の高校とかでも、基本的には学校側がこういうものが欲しいとかいうことを、PTAの役員会とかで言って、そしたらPTAの役員側がいいですよ。みたいな形で購入したり、提供したりしてるとか、現場で行われてるんです。なので、この表の後半の部分は8年度に関する、どうするかに関する事なんで、今回の請求とはあんまり関係ないので、後でまたじっくりご覧いただいたらいいかなと思います。このままいくと来年度も同じことが起こります。だから、契約者を付け替えたただけであって、やり方としては、ほぼほぼ何ていうか、本来こういう公私一体、公私混同の契約を結ぶべきでないのに、また結んでしまうということが起こるかと思えます。この申請書の中で書いた、3番の方に違法性とか不当な理由の中で、1個目なんですけども2個目としては職務専念義務って書いてますけど、これは実際には現場ではですね、各高校の事務職員の方がそのPTAの会費も含むその事務作業、滋賀銀に対するデータを作成とか、そういうことをやっているということがあります。なので、その時間っていうのは当然、税金から出てる給料もらってる中でやってはるので職務専念義務違反になります。別の方法としては、職専免とか取る方法もあるんですけども、基本的にそういう他団体の任意団体の会計事務に対しての職専免っていうの基本的に認められていないと思います。なので、休暇を取ってやるしかないんですけども、PTAの方も。でも、そんなことまで多分しないと思うので、実際は職務専念義務違反の状態で行われていると作業が行われている実態があります。

3つ目として、先ほど任意加入が知られるようになってという話をしましたけれども、小中は任意加入が知られるようになって、解散する団体とかも出てきてるんですけども、高校については、全校に情報公開請求された方が、横浜の方でおられ、開示決定文書の中を確認したところ、45校中28校で入会申込書が存在しないとなっており、入会意思の確認ができていないのに勝手に会員にみなして、みなし入会とか自動入会って言うんですけども、勝手に会員にしているという状態があって、入会意思の確認ができていない方の銀行口座から、県というか滋賀銀行が6,000円なり10,000円なりを口座振替してるという状況で、犯罪に近い状態と私は思っています。他人の口座から勝手に、入会意思を明示してない人から引き落とせるわけですので。一部の高校についても、結局入らない人は申し出るとかね、そういう形をとっているところが結構多いです。入らない人は申し出る必要がないので。入会申込書っていうか、申込という言葉が使われているのはわずか4校でした。実際に入会申込書を取るとどうなるかという、東大津高校の場合、去年初めて取ったんですけども、その場合どうなったかという、7割がそのまま入ります。選択肢としては入ります、入らないけど、PTA会費相当分は払います、入りません、支払いませんっていう、3パターンだったんですけども、入りますと言った人が7割ぐらい。お金だけ払いますっていう人が2割ぐらい、入らないしお金も払いませんと言った人が1割ぐらいで、結局約3割が非会員、入らないということになっています。当然

他の高校でも同じようなことが起こると思いますので、そうすると令和8年はさらに公費が必要になってきます。なぜかという、今までは全員入った前提で、滋賀銀行がデータを作るときでも、一括でデータを作れば一人一人チェックしなくても、全員入ってます前提でPTA会費を落とせばよかったんですけども、そうじゃなくてPTA会費だけ、他の費用は全員前提で口座振替するんですけども、PTA会費の分だけは入ってる人、入ってない人で、区別してチェックしていかなければいけませんので、お金に関わることはしっかりチェックしないといけないので、その作業は全て学校の事務員さんがやることになっています。授業料等なので、公金の口座を引き落とす話なので、PTAが事務員を雇っていますけれども、その人はあくまで民間人なのでその作業には関われないので、授業料等の契約の中にある限りは、学校の事務員さんが膨大な作業が、8年度から発生する。さらに公金の支出といいますか、給与の支出が膨らむという話になっていっております。なので、早くこれは改めるべきなので、8年度は結んでしまいましたけれども、結び直すか、今言ったPTA会費とか団体会費の部分は、自分たちのお金は自分たちでやってみてくださいって、当たり前のことを言うだけですので、民間のサービスも色々出てきますので、PTAはPTA独自で自分たちの会費を集めればいだけで、そうすれば事務員さんの作業も発生しませんので、そういう形に持っていくような、意見をつけていただきたいなと思います。

あと、また個人情報保護法上の問題も実際にはあります。利用目的をちゃんと明示してるかということと、そもそもその利用目的が適法かという問題があります。

実際、1,000人以上は個人情報ファイル簿というのを作成する義務が行政機関にはあるんですけども、見る限りでは、PTA会費の徴収を目的とした個人情報ファイル簿は存在していませんので、それだけを見ても違法状態にあります。あと、今日配っている裏側の資料が、今年度の入学説明会で配られた資料でして、全然変わってないんですよ。だから一緒くたになってるんです、書きぶりがね。諸会費として、任意のものとして任意でないものが全部一緒くたになって集める形になってしまっています。

これも、教育総務課さんからもきっちり分けてくださいというような事務連絡も出てるし、私自身もこの学校に対してちゃんと分けてくださいということを去年の段階でも言ってるんですけども、全然言うことを聞かないんですよ。現場の方は。このまんま、ほとんど同じことです。変わったのは校長会に変わったんで、事務手数料、今までPTA会費の中に丸め込まれてた保護者負担分を、10番の事務手数料という形で別枠で増やしたというだけです。なので、せっかくガイドラインとか要綱とか作られても、ちゃんとチェックしておられないのか、結局現場では入会意思も確認できてない人から口座引き落としがされていて、明らかに違法行為が漫然と行われています。以上です。

(2) 新たな証拠

ア 追加事実証明書

資料A 滋賀県高P連沿革と現状

資料B 大津市教委 学校徴収金取扱要項-R7.3改訂(抜粋)

資料C 大津市教委 R7 振込手数料有料化に伴う対応

資料D 草津東高公文書一部公開決定

資料E 学校徴収金とPTA業務の法的考察_PTA適正化推進委員会

資料F 令和8年度 授業料等徴収収納事務処理業務契約と庁内回議書

3 関係職員の陳述

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係職員である教育委員会事務局教育総務課の職員に対して令和8年4月22日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 教育委員会事務局教育総務課職員の陳述の要旨

まず最初に、陳述に先立ちまして、PTA、学校徴収金、そして今回対象となっております、3者による委託契約につきまして説明いたします。

最初に、滋賀県公立高等学校PTA連合会、以下高P連と申し上げますが、東大津高校および草津東高校のPTAの活動について、説明いたします。

まず、高P連および各PTAの役割についてでございますが、高P連は、県立高校のPTAで組織された団体で、子どもたちの健全な成長を願って各種事業を展開している社会教育団体でございます。県立高校で組織される各PTAとの連絡調整、相談等の役割を担っているところでございます。令和7年度におきまして、全県立高校のPTAが高P連に加入しておりまして、ブロック別研修会等を独自に開催し、子育て等に関連する親の学びの機会を主体的に設けますなど、家庭教育に関する保護者啓発を高P連として精力的に活動され、県教育委員会としてもこれらの取組を支援しているところでございます。

次に、東大津高校におけます、PTA活動の実績についてでございますが、昨年度から活動を縮小し、現在は、体育祭における外部会場での駐車場の整理、アリーナでの保護者受付を行っているところでございます。また、年3回の広報誌の作成と発行などを実施しているところでございます。また、草津東高校におけるPTA活動の実績についてでございますが、学年懇談会や人権講演会などで保護者の学びの機会を企画して外部講師を招聘しますとともに、学園祭でキッチンカーを出店したり、ドリンクを配布したりするなど、学校行事に積極的に参加されているところでございます。

続きまして、学校徴収金の概要につきまして、説明いたします。学校徴収金とは、公費以外に学校教育上必要となる費用として、学校において保護者等から徴収する経費をいいます。1つ目として、教材費や修学旅行積立金など、あらかじめ徴収し生徒に直接還元する性格を持つ学校預かり金、それから2つ目として、高体連の会費など、個別の用途に充てる目的で保護者から徴収する経費である一時預かり金、そして、3つ目として、PTA会費など、教育活動に密接に関係する団体から会計事務の委任を受けた学校が徴収する、団体の会費である団体徴収金に大別され、この学校徴収金の会計事務を学校事務職員が処理しているところでございます。これら学校徴収金の会計事務につきましては、保護者等からの信託を得て行う校務の一環として、公金に準じて適正に処理する必要がございますことから、県では学校徴収金取扱要領、以下取扱要領と申します、および学校徴収金の取扱いに関するガイドライン、以下ガイドラインと申します、を定めて適正な会計処理を行っているところでございます。取扱要領では団体徴収金であるPTA会費の会計処理につきまして、当該団体の規約等の定めや団体の意思決定に従い、学校預かり金に準じて適正に処理することとされておりまして、各学校においては、ガイドラインに基づき、各PTAから会計事務に関する委任を受けているところでございます。学校が学校運営に密接に関係する団体からの委任を受任いたしますことで、当該会計事務の委任に関する契約は成立しておりまして、委任を受けた事務が県の業務になることは明らかであることから、県の業務であるPTA会費の徴収事務に公費を支出することは違法または不当な公金の支

出に当たらないというふうに判断しております。

続きまして、滋賀県、高P連および株式会社滋賀銀行の3者による滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託契約、以下本件契約といいます、の概要について、説明いたします。まず、本件契約では、県と高P連が滋賀銀行に対して県立高校の授業料および学校徴収金の徴収、収納に関する電算システムへのデータ入力、帳票の作成、口座振替、収納状況の整理、集計結果の報告等の事務を委託し、その委託費を県と高P連で負担しているところでございます。次に、本件契約における県と高P連の費用負担のすみわけについてでございますが、授業料および学校徴収金の管理には、基礎情報である生徒の氏名、学年、組、出席番号、保護者の銀行名、口座番号、口座名、授業料および諸経費金額などを記した基本台帳を正確に作成する必要があるところでございますが、当該事務作業には多大な時間と労力を要することとなりますため、県は学校事務職員の事務負担の軽減を目的に、基本台帳作成事務の費用を負担しているところでございます。また、本件契約に基づく口座振替によって保護者の利便性が高まりますことから、民法の債務者負担の原則に基づきまして、高P連は保護者の口座から必要金額を、修学旅行費、教材費、PTA会費などの学校徴収金の各費目の口座に振り替えるための事務費用を負担しているところでございます。

次に、本件契約を3者による契約としている理由につきまして、県と高P連が徴収に係る事務を滋賀銀行に一括して委託することで、県においては、学校における現金の紛失防止、保護者に対する誤徴収の防止など、学校事務職員の事務負担の軽減を図るとともに、高P連におきましては、委託による口座振替により、保護者が学校徴収金の費目ごとに振り込む手間をなくすなど、保護者の利便性向上を合わせて図ることができているということでございます。以上のとおり、本件契約は県と高P連の双方にメリットがございますことから、3者による契約とし、県は主に学校徴収金に係る基本台帳の作成業務を、高P連は保護者の口座から各費目口座への振替業務に係る費用を負担することとしております。

それでは、請求人が請求書の中で主張されている内容につきまして、それぞれ見解を申し述べます。

まず最初に、2の事実の概要の1頁目の最後の段落でございます、本三者契約の主目的である授業料徴収については、令和7年度からの国の高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃に伴い、徴収対象者が極小化している。そのことを認識しているにもかかわらず、私的団体の会費徴収のために多額の公費を投じているとの主張についてでございます。まず、高等学校等就学支援金制度におきまして所得制限が撤廃されましたのは令和8年度からでございます、令和7年度におきましては、高等学校等就学支援金の支給対象でない者に高校生等臨時支援金を支給することによりまして、高校等の授業料を実質的に無償化したものでございまして、この点についての請求人の主張は事実認識に誤りがございます。次に、本件契約は、先程述べましたとおり、学校事務職員の学校徴収金に係る事務負担の軽減と保護者の利便性向上を目的としておりまして、高校生等臨時支援金の支給により授業料の徴収対象者が極めて少なくなったとしても、学校徴収金に係る事務は引き続き行う必要がございまして、本件契約は引き続き必要であるということでございます。また、学校徴収金の中にはPTA会費が含まれますが、各学校にとってPTAは、保護者との意見交換を通じて教育の改善や課題解決につなげるとともに、学校行事やイベントの企画・運営を円滑に進める上で重要な役割を担う社会教育団体でございます。そうした子どもたちの成長を間近で支える社会教育団体の会費について、PTAから委任を受けた上で、その徴収を県の業務として公費を支出して行うことは、先に述べたように違法・不当

なものには当たらないと考えております。なお、PTA会費の徴収につきましては、他の学校徴収金の徴収と合わせて行っておりまして、そのことで追加の負担は生じていないことから、請求人の私的団体の会費徴収のために多額の公費を投じているとの主張は、事実認識に誤りがあるという風に考えております。続きまして、同じ段落の後段ですが、PTA会費徴収・収納の事務作業を県職員が行い、勤務時間を提供し続けている事実は財務会計上の不当な支出に該当するとの主張についてでございますが、先にも述べましたとおり、各学校にとってPTAは、保護者との意見交換を通じて教育の改善や課題解決につなげるとともに、学校行事やイベントの企画・運営を円滑に進める上で重要な役割を担う社会教育団体でございます。そうした、学校運営に密接に関係する社会教育団体であるPTAから学校が委任を受けて、県の業務として、本件契約に基づき会費徴収・収納の事務を学校事務職員に行わせることは、違法または不当ではございません。なお、当該会費徴収・収納の事務は先ほども述べましたとおり、他の学校徴収金の徴収・収納の事務と合わせて行っており、そのことで追加の負担は生じておりません。以上のことから、会費徴収等の事務を県職員が行い勤務時間を提供することが、財務会計上の不当な支出に該当するという請求人の主張は、事実認識に誤りがあります。

次に、3の違法または不当な理由として3点主張されていることにつきまして、それぞれ見解を申し述べます。

まず、①の公私混同による公金管理の適法性欠如にございます、滋賀銀行との契約において、公金と私金を不可分に一体化させて支出するスキームは、地方自治法第2条第14項、最小の経費で最大の効果および会計の独立性の原則に反するという主張についてでございますが、本件契約につきましては、最初に述べましたように、県においては学校における現金の紛失防止、保護者に対する誤徴収の防止など、学校事務職員の事務負担の軽減を図りますとともに、高P連におきましては、委託による口座振替によって、保護者が学校徴収金の費目ごとに振り込む手間をなくすなど、保護者の利便性向上のために実施しているところでございます。本件委託の費用負担の枠組みは、正確な基本台帳の作成には多大な時間と労力を要することから、基本台帳の作成事務に係る費用を県の負担とし、また債務者負担の原則に基づき保護者からの口座振替に係る費用を高P連の負担としているところでございます。地方自治法第2条第14項は、地方公共団体はその事務を処理するに当たっての指針でございまして、住民の福祉の増進はもとより、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない、最小の経費で最大の効果を挙げることが強く要請されているところでございます。本件契約の枠組みは、学校事務職員の事務負担の軽減と保護者の利便性向上に高い効果を発揮しており、かつ、口座振替に係る経費を高P連の負担とすることにより、経費の最小化も図っておりますことから、地方自治法第2条第14項の趣旨に即しており、当該規定に反するとの請求人の主張には理由がございません。

つづきまして、会計の独立性の原則についての主張ですが、会計の独立性の原則というのが何を意味するのか定かではございませんが、先ほど説明いたしましたとおり、本件契約は県、公費と高P連の私費の負担区分は明確でございまして、契約の相手方である滋賀銀行からの請求も県と高P連のそれぞれに対して行われているところでございます。このことから、公会計と私費会計が混然となっているわけではなく、公私混同していることもないため、請求人が主張する会計の独立性の原則に反するという主張には理由がございません。なお、授業料と学校徴収金の徴収業務を1契約にまとめているということが会計の独立性の原則の趣旨であるといえますと、本件契約におきましては、県は主に学校徴収金に係る基本台帳の作成に係る費用を支出しております。これは先に述べたとおり学校徴収金について、保護者の銀行口座から口

座振替を行った後、学校が管理する費目ごとの口座に手作業で振り込むということは非常に煩雑であることから、県は公費を投じてシステム化により効率化を図ることで、学校事務職員の事務負担の軽減を図っているものでございます。学校徴収金の中にPTA会費が含まれておりますが、先に述べましたように、学校事務職員は県の業務として、他の学校徴収金に合わせてPTA会費の徴収・収納を委託しているに過ぎず、また、そのことで追加の費用は生じていないところでございます。

次に、月々の徴収、各費目への振替に係る費用が高P連の負担になっている点について、高P連と協議した結果、学校預かり金やPTA会費は準公金とはいえ、基本的に受益者負担の部分がありますことから、債務者負担の原則に基づき、保護者の口座から各費目口座への振替業務に係る費用につきましては、高P連が負担することとなっております。また、徴収されたPTA会費につきましては、公金とは明確に区分して管理されており、準公金である学校徴収金の会計処理も、ガイドラインに基づき毎年度監査を通じて適正に行われております。このように、学校と緊密な連携を求められる社会教育団体からの委任に基づく事務処理は、当事者間の合意に基づく適法な職務であるというふうと考えております。以上のとおり、1点目の、本件契約の公私混同のスキームが不適法であるとの請求人の主張には理由がございません。

続きまして、②、地方公務員法第35条違反にございます、文部科学省の学校と教師の業務の3分類において、学校徴収金の管理は学校以外が担うべき業務と定義されています。法律、地方公務員法上の職務ではない事務を、県教委が要綱、通知等の内規によって職務化し、教職員に従事させることは、職務専念義務の本質を逸脱し、違法であるとの主張についてでございますが、学校と教師の業務の3分類につきましては、国の公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針、ちょっと長いですが、業務量管理と健康確保指針との略称になると思いますけども、その指針で位置付けられたものでございます。当該指針は、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、学校事務職員等との連携や、地域や各学校の実情に応じた柔軟な運用を通じて、教員の働き方改革を推進するために講ずべき措置の方向性を示したものでございます。学校徴収金の管理が、学校以外で担うべき業務という分類に位置付けられているからといって、直ちに請求人が主張するように地方公務員法上の職務でなくなるわけではなく、請求人の主張には事実認識に誤りがございます。また、内規は、法律や条例などの上位法規の趣旨や精神、個別の規定を、組織の実情に合わせて具体的に運用するためのルールでございます。内規に定められた運用が、上位法規の趣旨や精神、具体的な条文に反しない限り、その運用は違法とはならないと考えております。学校徴収金については、保護者等からの信託を得て行う校務の一環として、公金に準じて適正に処理する必要があることから、恣意的な運用を避けるため、内規として取扱要領およびガイドラインを定めまして、適正な会計処理を図っているところでございます。その中でもPTA会費につきましては、学校運営に密接に関係する社会教育団体から、当該団体の会計に関する事務の委任を受けた場合、県の業務になることは明らかでありますことから、その徴収事務を県の業務としてガイドラインに位置付けているところでございます。この運用は上位法規の趣旨や精神に反するものではなく、請求人の主張には理由がございません。なお、他都道府県における団体徴収金の徴収方法の実態を調べたところ、8割を超える都道府県が学校預かり金と団体徴収金を同一の方法で徴収している状況でございます。

続きまして、③の任意加入原則を無視した不当なPTAの会費徴収への関与の方でございます、

高P連が滋賀県教育委員会事務局の協力を得て作成した滋賀県の公立高校のためのPTA運営ガイドが定める入会申込書による意思確認を怠り、加入意思確認が不明な保護者から強制徴収を行う現場の実態を把握しながら、県職員がその事務を代行し続けることは、行政の中立性と保護者の学校への信頼を著しく損なうとの主張についてでございます。これまでから、PTAに加入しない保護者に対しましては、後日PTA会費を返還するように指導しており、請求人が主張する行政の中立性と保護者の学校への信頼を著しく損なうといった事態になってはいないとうふうに考えております。先に述べましたように、PTA会費は、教育活動に密接に関係する団体であるPTAから会計事務の委任を学校が受けた場合に、県の業務としてその徴収等を行うものでございまして、PTAの任意加入に関わる課題と、会費の徴収事務が県の業務であるか否かは、直接的な因果関係はなく、この点についての請求人の主張には理由がございません。なお、令和8年度の委託契約におきましては、契約の相手方を任意加入であるPTAの上位団体である高P連から、保護者全員の学校預かり金等を管理する校長で組織される滋賀県高等学校長協会に見直すとともに、滋賀銀行と協議・調整いたしまして、PTAの加入意思を確認した後にPTA会費を徴収できるように、会計事務のさらなる適正化を図っているところでございます。

最後に、請求人が主張いたします滋賀県に生じた損害につきまして、それぞれ見解を申しあげます。

まず、①の本来、私的団体、PTAが自ら負担すべき会計事務に従事した県職員の人件費相当額についてでございますが、学校が学校運営に密接に関係する団体からの会計事務の委任を受任することで、当該会計事務の委任に関する契約は成立しており、当該会計事務が県の業務になることは明らかであり、学校はPTAからの会計事務委任に関する申立に基づき、PTA会費の徴収を県の業務としております。その上で、学校では他の学校徴収金と合わせてPTA会費を徴収しており、そのことによる追加の負担は生じていないことから、会計事務に従事した職員の人件費は、違法または不当な支出に当たらず、請求人が主張する損害は発生しておりません。

次に、②の滋賀銀行への委託料のうち、県が負担しているPTA事務代行に相当する費用の支出でございますが、本件契約における県の支出は、学校事務職員の事務負担の軽減を目的とする、学校徴収金に係る基本台帳の作成に係る費用でございます。請求人が主張する部分はPTA会費に係る基本台帳の作成が該当すると思われませんが、そもそもPTA会費の徴収事務はPTAからの委任を受け、県の業務として実施しております。また、PTA会費に係る部分は他の学校徴収金に係る部分と合わせて実施しているに過ぎず、そのことによる追加の負担は発生しておりません。県の業務に係る経費を県が負担するのは当然のことでございますことから、委託料のうち県が負担するPTA事務代行に相当する費用は、違法または不当な支出に当たらず、請求人が主張する損害は発生しておりません。

最後に、③の同意なき徴収に伴う返還請求リスクおよび社会的信用の失墜という無形の損害でございますが、先に述べましたとおり、これまでから、PTAに加入しない保護者に対しましては、後日PTA会費を返還するように指導しておりまして、請求人が主張するようリスクや社会的信用の失墜は発生しておらず、それに伴う損害も発生しておりません。なお、先に述べましたとおり、令和8年度につきましては滋賀銀行と調整した結果、PTA加入の意思を確認した後にPTA会費を徴収することが可能になるとともに、委託契約の相手方を高P連から滋賀県高等学校長協会に見直し、会計事務のさらなる適正化を図ったところでございます。以上のとおり、県が令和7年4月1日付けで、株式会社滋賀銀行と高P連との間に締結した本件契約に基づいて行った事務は、職務専念義務や服務規律に反するものではなく、請求人の主張は、学校徴収金

の実態と乖離した誤った事実認識に基づくものであり、請求人が主張するような違法または不当な点は認められないことから、本件請求は棄却されるべきであるというふうに考えております。

最後に、学校現場におきましては、生徒、保護者および学校との密接な関係の下で、各種事業が実施されておきまして、PTA会費の徴収事務への学校事務職員の一定の関与につきましては、円滑な学校運営を確保する上で行われる現実的かつ合理的な対応でございます。これを一律に禁止した場合には、かえって保護者の負担増加や事務の非効率化を招き、結果として良好な教育環境の維持に支障をきたすおそれがあることを申し添えまして私からの陳述を終わります。

(2) 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人 井上 哲也の意見

公務であるというふうに、PTA会費徴収業務を公務であるというふうにおっしゃってたんですけれども、今日お配りしているEの資料ですね、PTA適正化推進委員会さんがまとめている資料の3ページ目の2章のところに、文部科学省の見解というのを、二重性と職務の境界線ということで、その下にかぎ括弧の中に書いてあるんですけども、教職員が勤務時間中にPTA会計業務等の業務に従事することは、地方公務員法第35条に規定される職務専念義務に違反すると文部科学省は回答されています。2つ目、一体化することで事務が減るとおっしゃいましたけれども、それは全員が入ってる前提の話でありまして、現に東大津高校に関しては100人規模で非入会者ですね、入らなかった人が出たので、その返金事務が発生しております。なので、今後、来年度に向けては高P連の方でPTA適正化のガイドというのを作って入会申込書を取りなさいというようなことになってきてますので、教育委員会さんもその入会意思確認をするようにということで、入会資格については、入会申込書を取ることにしたいと思いますので、その過程で多数の非入会者が出ると想像できます。その結果、このままでいくとまた、返金事務、返金事務をしないようにPTA会費だけずらし、別枠で取るようにしたんですけども、そのための事務も発生しますし、最初に申し上げたように、その入ってる人、入ってない人の区別をしながら一個一個、一人一人、今まで一括でポンと入れてたのを、一人一人チェックしながら、データ入力作業するのが発生するので、事務の軽減化にはなっていないと、ならないというふうに思います。

4 監査の実施

(1) 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を教育委員会事務局教育総務課とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

本件請求の監査期間中において、周防清二監査委員は令和8年4月28日に退任し、同日白井幸則監査委員が就任した。

(2) 監査の対象

本件請求は、「滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託契約」（以下「本件契約」という。）の締結が違法・不当であるとして、県が支出した委託料4,714,287円のうち、PTA会費徴収事務に相当する費用について、損害賠償等の措置を求めるものである。

請求人が主張する違法・不当理由のうち、「③任意加入原則を無視した不当なPTA会費徴収行為

への関与」の項目については、主としてPTAの入会申込書による意思確認という、非財務会計行為を問題とする主張と解さざるを得ず、請求対象である本件契約の締結がなぜ違法・不当であるのか、その根拠を具体的かつ客観的に示しているものと認められないため、監査の対象から除外した。

また、請求人は、PTA会費徴収事務に従事する職員の人件費相当額についても不当な支出として、損害賠償等の措置を求めているが、職員に対する人件費の支出行為については、請求書および事実証明書の各記載を総合しても、対象となる支出について、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているものと認めることができない（最高裁平成2年6月5日判決参照）ため、監査の対象から除外した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法・不当であると主張しているものと解した。

県は、令和7年4月1日付けで株式会社滋賀銀行と本件契約を締結した。

本件契約は、公費である授業料だけでなく、私費である学校預かり金および団体徴収金（PTA会費）を不可分一体で徴収するものであり、令和7年度からは国の「高等学校等就学支援金制度」の所得制限撤廃に伴い授業料の徴収対象者が極小化しているにもかかわらず、PTAという私的団体の会費徴収のために本件契約を締結することは、地方自治法（以下「地自法」という。）第2条第14項（最少経費で最大効果）に反し、違法・不当である。

また、本件契約に係るPTA会費徴収事務は、法律上の職務ではないため、内規により職員に従事させることは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第35条（職務専念義務）に反し、違法・不当である。

以上のことから、請求人は、県が支出した委託料4,714,287円のうち、PTA会費徴収事務に相当する費用について、損害賠償等の措置を求めているので、以下これについて判断する。

○地方自治法 第二条第十四項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
○地方公務員法 (職務に専念する義務) 第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査を実施したところ、次のとおりであった。

(1) 契約

ア 本件契約の概要

(ア) 目的・金額・仕様

令和7年度において、県、滋賀県公立高等学校PTA連合会（以下「高P連」という。）および株式会社滋賀銀行の3者で本件契約を結んでいる。本件契約では、県および高P連が滋賀銀行に対して、県立高校の授業料および学校徴収金の徴収、収納に関する電算システムへの

データ入力、帳票の作成、口座振替、収納状況の整理、集計結果の報告等の事務を委託し、その委託費を県と高P連で負担している。

監査対象機関に確認したところ、以下のとおりであった。

契約の目的は学校事務職員の事務負担軽減と保護者の利便性の向上としている。学校徴収金の管理には、基礎情報である生徒の氏名、学年、組、出席番号、保護者の銀行名、口座番号、口座名、授業料および諸経費金額などを記した基本台帳を正確に作成する必要があるが、事務委託により、当該事務作業の多大な時間と労力を削減できる。また、システムによる個人別管理を行うことで、学校における現金の紛失や誤徴収というリスク回避につながり、学校事務職員の事務負担軽減につながることから、県が当該基本台帳作成事務の費用を負担している。

また、本件契約の口座振替によって保護者の利便性が高まることから、民法の債務者負担の原則に基づいて、高P連は保護者の口座から必要金額を、修学旅行費、教材費、PTA会費などの学校徴収金の各費目の口座に振り替えるための事務費用を負担している。

令和7年度本件契約の県・高P連負担額

区分	項目	金額（消費税および地方消費税を含む）
県	1 マスター新規登録費	3,666,667 円
	2 マスター変更登録費	785,715 円
	3 基本台帳作成費	261,905 円
	小計	4,714,287 円
高P連	月間徴収業務	3,509,523 円
合 計		8,223,810 円

仕様書

1. 委託業務名

滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務

2. 業務内容

次に掲げる滋賀県立高等学校の授業料および諸会費（以下「授業料等」という。）の徴収および収納に関する事務処理業務（以下「委託業務」という。）

- (1) 授業料等の徴収および収納に関して必要なデータのコンピュータへの入力
- (2) 授業料等の徴収および収納に関して必要な帳票の作成
- (3) 授業料等の収納状況の整理、結果集計対応および報告等
- (4) その他前記事務に付随する業務

ただし、委託業務については、滋賀県と滋賀県公立高等学校 PTA 連合会が委託し、その費用負担は次のとおりとする。

(1) 滋賀県の負担

情報登録等基本作業に係る費用一式（マスター新規登録費、マスター変更登録費、基本台帳作成費、システム回線対応費）

(2) 滋賀県公立高等学校 PTA 連合会の負担

月間徴収作業に係る費用一式

諸会費に係る各学校の諸会費口座への振り込み手数料

(イ) 授業料および学校徴収金に係る徴収根拠

授業料の徴収根拠については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 6 条で授業料徴収の権限を規定し、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号に金額を定めている。

○学校教育法 第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。
○滋賀県使用料および手数料条例 (使用料および手数料の額) 第二条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 授業料

学校徴収金に係る徴収根拠について監査対象機関に確認したところ、以下のとおりであった。

学校徴収金について、文部科学省は「学校の教育活動を効果的に実現するための教材費や修学旅行等について、学校設置者は、学校教育法等の規定により当該教育活動に対する責任を有している」とし、県が学校徴収金を取扱うことを前提としている。

学校徴収金を徴収することに関する明確な法的根拠は見当たらないが、基本的には受益者負担の観点から、これまでから学校では生徒に直接還元する教材費や修学旅行費等を預かってきたところであり、本県では学校徴収金の適正な会計処理を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の趣旨に鑑み、学校徴収金取扱要領を制定して事務を処理している。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (事務処理の法令準拠) 第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。
--

イ 学校徴収金取扱要領および学校徴収金の取扱いに関するガイドライン

(ア) 団体徴収金

教育委員会事務局職員および県立高校事務長を構成員とした「授業料等徴収問題検討ワーキンググループ」を平成 13 年度に設置し、平成 15 年 4 月に学校徴収金取扱要領（以下「取扱要領」という。）が制定された。

また、教育委員会事務局職員および県立高校事務長を構成員とした「県立高等学校授業料等検討ワーキンググループ」を平成 22 年度に設置し、取扱要領を一部改正するとともに、新たに学校徴収金の取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が平成 23 年 2 月に策定された。

取扱要領およびガイドラインにおいて、学校徴収金とは、公費以外に学校教育上必要となる費用として、学校において保護者等から徴収する経費をいい、次の 3 つに大別される。

①学校預かり金	教育活動を円滑に行うため、または生徒の便宜を図るために、あらかじめ校長が保護者等から徴収するものであって、生徒に直接還元する性格を持つ経費 (例) 教材費や修学旅行積立金など
②一時預かり金	学校の教育活動に関する公費以外の金銭であって、個別の用途に充てる目的で保護者等から徴収し、学校が一時的に管理するもの

	(例) 高文連、高体連の会費など
③団体徴収金	当該学校の教育活動に密接に係る団体の長から書面により会計事務の委任を受けた校長が、保護者等から徴収する当該団体の経費 (例) PTA 会費など

学校徴収金の会計事務は、保護者等からの信託を得て学校事務職員が公金に準じて適正に処理することとされている。

(イ) 委任

ガイドラインでは、教職員が団体徴収金の会計事務に従事する前提として、校長が団体の長から書面で会計事務の委任を受ける必要があるとしている。東大津高等学校長と草津東高等学校長は各PTA会長からそれぞれ「PTA会費の徴収および督促事務」に関する委任状、「PTA会計事務」委任に関する申立書に基づき、会計事務が委任されていた。

ウ 授業料の無償化に伴う本件契約への影響

(7) 高等学校等就学支援金制度および高校生等臨時支援金制度の概要

高等学校等就学支援金は、平成 22 年度から文部科学省において、就学する意志のある全ての高校生が安心して教育を受けられるよう、家庭の経済的負担を軽減するために授業料を支援する制度で、令和 7 年度までは年収約 910 万円未満の世帯が対象で所得制限が設けられていたが、令和 8 年度からは所得制限が撤廃された。

高校生等臨時支援金は、令和 7 年度において高等学校等就学支援金の支給対象でない者（年収約 910 万円以上世帯と判定された場合）に別途支給をする制度。

県においては、令和 7 年度 6 月補正予算に計上され、順次支給された。

(イ) 本件契約の必要性

監査対象機関に確認したところ、以下のとおりであった。

高校生等臨時支援金制度が導入されて授業料が実質無償になっても、学校徴収金の徴収は引き続き行う必要があることから、授業料徴収の有無にかかわらず、令和 7 年度も本件契約を締結する必要性があった。

(ウ) 令和 6～7 年度中の口座振替件数、授業料徴収者数、学校預かり金対象者数およびPTA加入保護者数

項目	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	増減 (B-A)
口座振替件数 (合計)	57,963 件	47,287 件	△10,676 件
授業料徴収者数 (全体)	6,191 名	17 名	△6,174 名
学校預かり金対象者数 (全体)	28,547 名	28,145 名	△402 名
PTA 加入保護者数 (全体)	27,514 名	26,957 名	△557 名

(エ) 今後の対応

監査対象機関に確認したところ、以下のとおりであった。

必ずしも全ての保護者が PTA に加入しているわけではない現状を踏まえ、全ての保護者から信託を受けた形の契約とするには、高 P 連よりも、学校預かり金等を管理する校長が構成員となる滋賀県高等学校長協会（以下、校長協会という。）の方がより適切であると判断し、令和 8 年度は県、校長協会および滋賀銀行の 3 者で契約をし、PTA 会員のみにから会費を口座振替できるように変更した。

なお、滋賀銀行で管理する電算システムが古く、人的、技術的要因により、現行の契約は令和8年度末で終了する予定のため、学校徴収金に関するワーキンググループを設置するなどにより、学校徴収金をより適切に取り扱える仕組みを検討していく。

エ PTA

(ア) PTAの概要

令和7年5月23日に開かれた、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第7回）における資料によれば、PTAについて以下のように示している。

・PTAの性格・役割

社会教育団体（社会教育関係団体）とされ、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体であるとしている。

・PTAの主な活動

学校の活動についての支援・参加、地域での子どもの育成活動への支援・参加、家庭での子どものよりよい育成についての互助・支援、社会教育活動、親睦、教養、娯楽・スポーツなど

・課題等

社会の変化に伴い、働き方、暮らし方、家庭事情等が変化。平日昼間の活動には参加できない等、従来通りの方法や活動では、活動に参加しにくいケースも出てきた。より多くの保護者が参加しやすくなるような運営上の工夫や必要に応じて内容の見直しや効率化を図った事例も出てきているため、こうした事例を周知していくことが重要。

また、本来は任意であるPTAの加入の強制や未加入者の不利益（登校班に入れない等）問題なども報道等で取り上げられている。

・現状

保護者にとって、PTA活動や子ども会の活動は、その後の地域活動の第一歩であり、学校・家庭・地域の連携・協働を推進していく上で重要な役割を果たしている。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条第三項 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

なお、PTAの活動について監査対象機関に確認したところ、例えば、東大津高等学校では学校行事の運営支援として、体育祭等における生徒・保護者の交通安全対策を行い、草津東高等学校では学年懇談会で保護者の学びの機会を企画して外部講師を招聘するなどしている、とのことであった。

また、教育委員会事務局生涯学習課が発行する2026年度「PTA活動 First Step」には、教育環境整備、環境改善の活動例として、安全パトロール、危険箇所や交通量の調査とその対策を、地域の団体などとの連携・協力活動の例として、地域住民が参加する夏休み中のラジ

オ体操の開催などをあげている。

(4) 県立高校におけるPTAの加入状況

令和6年度および7年度の各県立高校におけるPTAの加入状況は次のとおりである。

	PTA 保護者会員数	在籍生徒数
令和6年度	27,514名	28,191名
令和7年度	26,957名	27,817名

出典：高P連HP

また、令和7年4月1日現在で県立高校の全45校が高P連に加入していたが、令和7年度末に湖南農業高等学校のPTAが解散した。

(2) 団体徴収金の徴収に関する業務内容と公務（職務専念義務）との関係性

ア 口座振替の流れ

- ① 保護者は各金融機関に口座振替依頼書を提出
- ② 保護者から提出された口座振替依頼書は滋賀銀行から各学校へ送付
- ③ 各学校担当者は生徒コードを追記して滋賀銀行へ返送
- ④ 滋賀銀行は生徒コードが追記された口座振替依頼書をもとに口座登録
- ⑤ 滋賀銀行は登録した口座情報に誤りがないか、各学校担当者へ確認
- ⑥ 学校で登録内容に誤りがないことを確認のうえ、滋賀銀行へ回答
- ⑦ 口座登録完了
- ⑧ 学校は授業料等口座振替収納通知書を滋賀銀行へ提出
- ⑨ 滋賀銀行は提出された口座振替収納通知書をもとにデータを登録
- ⑩ 登録内容に基づいて月間徴収業務開始
- ⑪ 各金融機関は請求データに基づき、口座振替を実施
- ⑫ 各金融機関から滋賀銀行へ口座振替結果と回収金を送付
- ⑬ 滋賀銀行は回収金を授業料と学校徴収金へ仕分け
- ⑭ 滋賀銀行は授業料については滋賀県へ公金収納し、学校徴収金については各県立学校の指定口座へ振り込み
- ⑮ 滋賀銀行は収納状況一覧を各県立学校へ送付
- ⑯ 学校担当者は送付された収納状況一覧を確認し、未納者へ連絡

※ 特別な事情（転入、転出、退学等）で生徒情報に異動があったときは、別途学校担当者から滋賀銀行へ必要書類を送付。

イ 団体徴収金に係る学校の行為

各学校では学校預かり金等と合わせて団体徴収金を徴収しており、学校事務職員が携わる事務は次のとおりである。

準備行為 各学校担当者は、学校預かり金および団体徴収金の金額、支払期限を示した授業料等納入通知書を保護者に送付

振替手続③ 各学校担当者は生徒コードを追記して滋賀銀行へ返送

〃 ⑥ 学校で登録内容に誤りがないことを確認のうえ、滋賀銀行へ回答

〃 ⑧ 学校は授業料等口座振替収納通知書を滋賀銀行へ提出

〃 ⑯ 学校担当者は送付された収納状況一覧を確認し、未納者へ連絡

なお、監査対象機関に確認したところ、徴収後のPTA会費について、東大津高等学校および

草津東高等学校では PTA の職員が管理している、とのことであった。

ウ PTA 会費徴収行為に関する服務規律上の整理

監査対象機関に確認したところ、以下のとおりであった。

PTA は学校とは異なる任意団体であり、その会費徴収行為は、厳密には教職員の本来の「公務」には含まれない。

しかしながら、学校の教育活動に密接に関係する団体からの委任を学校が受任することで、当該会計事務の委任に関する契約は成立しており、委任を受けた事務が県の業務になることは明らかである。学校教育を補完し、その円滑な運営に資するという観点から、PTA の長から校長が書面により委任を受けた会計事務については、「公務」として、職務専念義務の免除に係る手続は要しないと整理をしてきた。

具体的には、県が定めた取扱要領およびガイドラインにおいて、団体徴収金の会計処理は当該団体が定める規約や団体の意思決定に従うこと、学校徴収金の会計事務は保護者等からの信託を得て行う校務の一環として位置付け、公金に準じて適正に処理する必要があるとしており、服務規律に抵触するとは考えていない。

また、学校現場においては、生徒、保護者および学校との密接な連携の下で各種事業が実施されており、PTA 会費の徴収事務への学校事務職員の一定の関与は、円滑な学校運営を確保する上で行われる現実的かつ合理的な対応である。これを一律に禁止した場合には、かえって保護者の負担増加や事務の非効率化を招き、結果として良好な教育環境の維持に支障をきたすおそれがある。

エ 校務分掌

学校教育法第 37 条第 4 項で、校長に、いわゆる校務掌理権を認め、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 104 条の規定に従い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和 32 年滋賀県教育委員会規則第 8 号）第 28 条が定める手続きに則り、校務分掌を定めている。

○学校教育法 第三十七条第四項 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
○学校教育法施行規則 第四十三条 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。 第百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (学校等の管理) 第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。
○滋賀県立学校の管理運営等に関する規則 (校務の分掌) 第二十八条 校長は、校務分掌、教科担任、学年学級担任等を定め、教育委員会に報告しなければならない。

また、学校徴収金の徴収事務について、東大津高等学校においては「歳入予算（諸会費を含む）の経理に関すること」、草津東高等学校においては「学校徴収金に関すること」と各事務分掌表に明記されている。

(3) 関連する県および国通知等

ア 昭和39年1月20日付け自治給第14号「公務員法上の疑義について」

熊本県教育委員会教育長の「地公法第35条にいう「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」の中に県立学校におけるPTA、同窓会等の外郭団体の業務は含まれるか」という照会に対し、当時の自治省行政局給与課長は「具体的事情が明らかでないが、一般にPTA、同窓会など任意団体の事務は地公法第35条に規定する「地方公共団体がなすべき責を有する職務」には含まれないと解される」と回答している。

これに対する、監査対象機関の見解は以下のとおりであった。

地公法第35条に規定する「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」には、PTAに関する事務全般は含まれないものと理解している。

しかし、当該行政実例の冒頭に「一般に」と記載されていることから、あくまで「一般的な原則」を示すものであり、個別の具体的な状況における取扱いを一律に排除する趣旨ではないものと解釈する。この解釈に基づき、学校の教育活動に密接に関係する団体から会計に関する事務の委託を、学校が受けた場合の事務については、県の業務（公務）であると整理している。PTA会費等団体徴収金の会計事務は上記の例外として整理しているため、矛盾は生じないと考えている。

なお、請求人が監査対象機関の陳述に対する意見として、職員団体との交渉記録と思われる文部科学省の回答を引用して述べていた指摘に対しても、同様の見解である。

イ 平成24年5月9日付け24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（通知）」抜粋

通知の2. ③には以下のとおり記載がある。

学校における会計について、学校関係団体の会計と明確に区分して処理するとともに、保護者等に対して学校配当予算の執行・決算等の内容をホームページや「学校便り」等を通じて、できるだけ情報公開するよう努めること。

ウ 平成31年1月25日付け中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」抜粋

答申の別紙2③において「学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。」としている。なお、「学校徴収金」を学校給食費や教材費、修学旅行費等と記載している。

エ 平成31年3月29日付け滋教委教総第385号滋賀県教育委員会教育長通知「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について（通知）」抜粋

通知において以下のとおり記載されている。

県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費のうち学校施設の修繕や備品整備等に要する経費の一部について、PTA等の学校関係団体の申出により支援を受けてきた経緯がある。

地方財政法は割当的寄附を禁止しているが、学校関係団体の真に任意の寄附を妨げておらず、学校の管理運営・教育活動に必要な経費のうち、公費で負担する標準的な水準を上回るものに

ついて、PTA等学校関係団体の自発的・自主的な申出に基づく場合は、支援を受けることができるものとする。

オ 令和2年7月17日付け2初初企第15号 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長通知「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」抜粋

通知において以下のとおり記載されている。また、別表第一（第二条関係）事務職員の標準的な職務の内容及びその例として「学校徴収金に関する事務」が記載されている。

4. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要があると考えられること。なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数、経験年数、各学校・地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることは可能であること。

6. 学校徴収金の徴収・管理について

学校徴収金の徴収・管理については、地方公共団体が担うことが望ましく、「学校以外が担うべき業務」であること。仮に、学校が担わざるを得ない場合には、事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、別添2別表第一に「学校徴収金に関する事務」を位置付けること。

カ 令和7年4月30日付け7初財務第3号 文部科学省初等中等教育局財務課長通知「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」抜粋

通知において以下のとおり記載されている。

各地方公共団体におかれては、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、別添3の種目別の取扱いの例も参考にしつつ、地域の実情に応じて、学校教育活動の効果的な実現に必要な教材費等を公会計化した上でその徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払い等を行う方法のいずれかを選択するなど、それらの業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討いただき、必要な取組を一層推進いただくようお願いします。

各学校において保護者から徴収している学校徴収金は、学校給食費のほか、概ね、教材費等、入学時一括購入品費、調査関係経費、卒業諸費、修学旅行費、校外活動費、芸術鑑賞費又はスポーツ振興センター掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定に基づいて徴収されるもの。）のいずれかに該当するものと考えられる。

3 判断

(1) 判断枠組み

ア 本件において、請求人は、本件契約の締結が違法・不当である理由として、地自法第2条第14項違反の点、地公法第35条違反の点を主張している。本件契約に係るPTA会費徴収の事務が、例えば「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」に該当しない場合など、地公法第35条に違反する場合には、その余を判断するまでもなく、本件契約の締結が違法・不当であることは明らかであるため、まずこの点について判断することとする。

イ その上で、本件契約に係るPTA会費徴収の事務が地公法第35条に違反しない場合でも、本件契

約の締結が「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定する地自法第2条第14項に違反しないか判断することとする。

(2) 地公法第35条（職務専念義務）違反について

ア 判断基準

PTA会費については、前記2(1)エ(ア)のとおり、PTAが県とは異なる私的団体であること、その会費は県の歳入歳出予算に計上されない私費であることから、本来的徴収権者はPTAであることは明らかである。ここで、いわゆる「学校徴収金」の定義に、PTA会費を含めた団体徴収金を含めるか否かについては、前記2(3)のとおり、文部科学省の通知からは必ずしも明確に読み取れない。

監査対象機関は、前記2(1)イ(ア)のとおり、団体徴収金を「学校徴収金」の定義に含めた上で、取扱要領およびガイドラインに基づき、学校の教育活動に密接に係るPTAから会費徴収に係る事務委任を受けていれば、当該事務は、公務すなわち「地方公共団体のなすべき責を有する職務」に含まれ、地公法第35条に反しない旨主張している。

そこで検討するに、地方公共団体の職員が、私的団体から事務委任を受けて当該事務に従事することを特段規制する法令等は認められないが、地公法第35条の趣旨からすれば、事務委任を受ければ無制限にこれが許されると解することも相当でないことから、事務委任を受けた当該事務について、地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、当該事務に従事しても地公法第35条に反しないものと解する（東京高裁平成19年10月4日判決参照）。

イ 地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められるか否か

(ア) 前記2(1)エ(ア)のとおり、PTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う社会教育関係団体（社会教育法第10条参照）であり、学校教育を補完し、学校の適切かつ円滑な運営に寄与する組織として、学校と密接な関連性を有する（同法第3条第3項参照）団体であることは明らかである。

また、前記2(1)エ(ア)のとおり、PTAの実際の活動内容をみても、例えば学校行事の運営支援や学年懇談会の企画など、学校全体に寄与する役割だけでなく、地域の安全パトロールやラジオ体操の開催など、地域における教育環境の改善・充実に寄与する役割を果たしている。

そうすると、PTA活動によりもたらされる利益は、団体の構成員としてPTAに加入している保護者やその生徒だけでなく、加入していない保護者やその生徒、すなわち学校全体に及ぶほか、地域社会にも及んでおり、PTAは一定の公益性・公共性を有する団体であると評価できる。

こうしたPTAの団体の性格に加えて、PTA会費の一部については、前記2(3)エのとおり、団体の申出により、学校の管理運営・教育活動に要する経費として、学校の支援に使われてきた経緯を考え併せると、その会費についても、あくまで私費とはいえ、一定の公益的・公共的性質を帯びているといえる。

したがって、PTA会費徴収事務は、本来的には私的団体の事務であるとしても、それ自体一定の公益性・公共性を有する事務ということが出来る。

(イ) また、公費である授業料の徴収事務は、前記2(1)ア(イ)のとおり、学校教育法および滋賀県使用料手数料条例に基づく地方公共団体の事務であることは明らかであるところ、本件契約に係るPTA会費徴収事務は、授業料の徴収事務と一体として行われている。

すなわち、本件契約に係る各学校事務職員の具体的事務は、前記2(2)アのとおり、保護者に対する納入通知書の送付、口座振替収納通知書の提出等であるが、いずれの事務においても、PTA会費のみを取り出して個別に処理するのではなく、徴収費用の項目として、他の学校徴収金も含め授業料と合わせて、一体として処理しており、本件契約に係るPTA会費徴収事務は、地方公共団体の事務と一体として行われているといえる。

(ウ) したがって、本件契約に係るPTA会費徴収事務は、それ自体公益性・公共性を有するだけでなく、地方公共団体の事務と一体として行われていることから、地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められるといえる。

ウ 職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいるか否か

(ア) 前記2(2)ウのとおり、監査対象機関は、学校の教育活動に密接に関係する団体から委任を受けた会費徴収事務については、公務と取り扱っており、具体的には、学校徴収金取扱要領およびガイドラインで、委任を受けた団体徴収金を含め、学校徴収金の会計事務は、保護者等からの信託を得て行う校務の一環として位置付けている。

本件請求対象となっている東大津高等学校および草津東高等学校においても、前記2(1)イ(イ)のとおり、各学校PTA会長から各校長あての「PTA会費の徴収および督促事務」に関する委任状、「PTA会計事務」委任に関する申立書に基づき、会費徴収事務が委任されており、前記2(2)エのとおり、事務室の事務分掌にも「歳入予算(諸会費を含む)の経理に関すること」「学校徴収金に関すること」等で会費徴収事務が校務として位置付けられている。

したがって、校務をつかさどり、所属職員を監督する(学校教育法第37条第4項)権限を有する校長の指揮監督が、学校事務職員に対して及んでいるといえる。

(イ) 請求人は、学校徴収金の会計事務を校務と位置付けることに関して、文部科学省が「学校と教師の業務の3分類」において、学校徴収金の徴収・管理は「学校以外が担うべき業務」に分類されていることと相反する旨主張している。

しかしながら、この分類は、前記2(3)ウのとおり、教師が教師でなければならない業務に集中するという働き方改革の観点から、学校教師ではなく事務職員が、さらには学校ではなく地方公共団体すなわち教育委員会が担うべきという方向性を示した指針であるところ、本県の県立高校においては既に、上記のとおり会費徴収事務が学校事務職員の校務に位置付けられているほか、請求対象である本件契約の締結は、各学校ではなく教育委員会で担われているのであるから、違法・不当理由として、主張自体失当であると言わざるを得ない。

(ウ) また、請求人は、条例や規則ではなく、取扱要領およびガイドラインという内規に基づいて校務と位置付け、従事させていることを問題としている。

しかしながら、校務について、条例や規則で定めることを義務付ける法的根拠はなく、単に内規で定めていることだけをもって直ちに違法・不当の問題が生じるわけではない。前記2(1)イ(ア)のとおり、教育委員会および県立学校においては、学校徴収金の適正な会計処理を図るため、ワーキンググループを設置した上で、平成15年4月に取扱要領、平成23年2月にガイドラインを定め、その後も適宜改訂してきたという、内規の策定および改訂に係る目的や経緯も踏まえれば、請求人の主張は理由がなく採用できない。

エ 結論

以上より、本件契約に係るPTA会費徴収事務については、地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるため、当該事務に従事することは地公法第35条に反しないものと解する。

(3) 地自法第2条第14項（最少経費で最大効果）違反について

ア 判断基準

地自法第2条第14項の規定は、地方公共団体や地方行財政の運営のあり方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱または濫用するものと認められる場合に限り、上記規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱または濫用するものであると認められるのが相当であるとされている（大阪高裁平成17年7月27日判決および最高裁昭和53年10月4日判決参照）。

そこで、本件委託契約の締結において、県の判断が、全く事実の基礎を欠き、または社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合であり、裁量権の逸脱または濫用が認められるか否か、以下検討する。

イ 私費も含めて不可分一体的に徴収する契約を締結している点について

(7) 請求人は、私費（特にPTA会費）の徴収のために委託料が支出されていること、すなわち、県が私費も含めて公費である授業料と不可分一体的に徴収する契約を締結していること自体が、地自法第2条第14項に反する旨主張していると解されるため、まずこの点について検討する。

本件契約に係る私費の徴収事務は、公費である授業料と合わせて一体的に事務が行われていることは上記で述べたとおりであるが、県と高P連の委託料の費用分担の点からみても、例えば公費である授業料の振替に必要な作業についてのみ県で負担し、私費のそれについては高P連で負担するというような、費用の性質によって分担しているわけではなく、県は私費分も含めた基本台帳作成に係る費用を負担し、高P連は公費分も含めた月々の口座振替に係る事務費用を負担していることに鑑みれば、県は私費も含め不可分一体的に徴収する契約を締結していることは、請求人が主張するとおりである。

しかしながら、PTA会費等の団体徴収金を授業料と一体的に徴収するか否かも含め、そもそも学校徴収金をどのような方法で徴収すべきかについては、法令上一義的に明らかになっておらず、学校の管理・運営および教育活動に及ぼす影響、徴収行為に係る学校職員の事務負担の軽減、保護者の利便性等、総合的・政策的見地からの判断が必要であり、県の合理的裁量に委ねられていると解する。

この点について、監査対象機関は、前記2(2)ウのとおり、学校現場においては、生徒、保

護者および学校との密接な連携の下で各種事業が実施されており、PTA会費の徴収事務への学校事務職員の一定の関与は、円滑な学校運営を確保する上で行われる現実的かつ合理的な対応である。これを一律に禁止した場合には、かえって保護者の負担増加や事務の非効率化を招き、結果として良好な教育環境の維持に支障をきたすおそれがあると述べている。

本件契約の目的は、前記2(1)ア(ア)のとおり、基本台帳の作成など、徴収に係る学校事務職員の事務負担の軽減を図り、費目ごとに個別に振り込む手間をなくすなど、保護者の利便性の向上を図る点にあるところ、公費だけではなく委任を受けた私費の場合でも、これらの事務負担の軽減や利便性の向上がもたらされるのは同様であること、また、教育委員会で学校徴収金の徴収に係る契約を締結すること自体、前記2(3)オのとおり、学校徴収金の徴収・管理は地方公共団体で担うべきという文部科学省の指針の趣旨にも沿うことから、本件契約を締結した県の判断に合理性を欠く点は認められない。

- (イ) 請求人は、上記の事務負担の軽減に関して、PTAの非加入者には団体徴収金の返還義務が発生するため、負担の軽減につながらない旨陳述しているが、PTA加入の任意性の問題は、非財務会計行為を問題とする主張と解さざるを得ないため、監査の対象から除外しているのは、前記「第3監査 4監査の実施 (2)監査の対象」のとおりである。

ウ 授業料の徴収対象者が極小化している点について

請求人は、令和7年度からは国の「高等学校等就学支援金制度」の所得制限撤廃に伴い、本件契約の主目的である授業料の徴収対象者が極小化していることから、本件契約の締結は地自法第2条第14項に反する旨主張している。

前記2(1)ウ(ア)のとおり、高等学校等就学支援金制度において所得制限が撤廃されたのは令和8年度からであり、令和7年度においては、「高等学校等就学支援金」の支給対象でない者に「高校生等臨時支援金」を支給することにより、高校等の授業料は実質的に無償化されたが、県では令和7年6月の補正予算で「高校生等臨時支援金」が計上されており、契約締結日の令和7年4月1日現在では、授業料の徴収対象者の状況については、前年度までと変更は生じていない。

この点について、監査対象機関は、前記2(1)ウ(イ)のとおり、高校生等臨時支援金制度が導入されて授業料が実質無償になっても、学校徴収金の徴収は引き続き行う必要があることから、授業料徴収の有無にかかわらず、令和7年度も本件契約を締結する必要性があったと述べている。

前記2(1)ウ(ウ)のとおり、現に令和7年度の口座振替対象者をみても、学校預かり金の件数は前年度とほぼ同様の件数であり、授業料の徴収の有無にかかわらず、学校徴収金に係る徴収事務は引き続き行う必要があるとして、契約を締結した県の判断に合理性を欠く点は認められない。

エ 結論

以上より、本件契約を締結した県の判断について、全く事実の基礎を欠き、または社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、裁量権の逸脱または濫用は認められないため、本件契約の締結は地自法第2条第14項に反しない。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、県が支出した委託料4,714,287円のうち、PTA会費徴収事務に相当する費用について、損害賠償等の措置を求めているが、「第4 監査の結果」で述べたとおり、請求に理由がないものと

して、棄却する。

また、「第3 監査 4 監査の実施 (2) 監査の対象」で述べたとおり、監査の対象から除外した事項については、不適法な請求であるため却下する。

第6 意見

近年、文部科学省から、学校徴収金の徴収等について、学校現場の負担軽減の観点から、地域の実情に応じて、適切な推進方策を検討するよう求められている。

今回の監査の中でも、県教育委員会から、現行の契約は令和8年度末で終了する予定のため、学校徴収金の徴収方法について、新たに検討する必要がある旨回答があったところである。

については、令和9年度以降の学校徴収金の徴収方法のあり方については、PTAをめぐる昨今の社会情勢の変化も踏まえ、関係団体とも密に調整しながら、県教育委員会において丁寧に検討されたい。